

埼玉県文化振興基金助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、埼玉県文化振興基金助成事業実施要領（以下「要領」という。）に基づき、文化芸術活動を行う団体等に対して、予算の範囲内において助成金を交付する。

2 前項の助成金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるほかこの要綱に定めるところによる。

(助成対象事業)

第2条 助成対象事業は、申請年度内に実施する事業で、要領第3に掲げるとおりとする。

2 前項に規定する事業が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、助成の対象としない。

- (1) 専ら営利を目的とするもの。
- (2) 特定の政治、宗教活動を目的とするもの。
- (3) 当該事業の実施に必要な経費のうち、当該助成金を除く額を調達できる見込みがないもの。
- (4) 当該事業について、国又は県補助金を受けるもの。
- (5) その他、知事が定めるもの。

(助成金の額)

第3条 要領第3(1)に定める事業の助成金の額は、当該事業に要する対象経費から当助成金以外の収入を引いた額の2分の1以内において、知事の定める額とし、20万円を限度とする。

2 要領第3(2)に定める事業の助成金の額は、備品購入・修繕部門については、当該事業に要する対象経費から当助成金以外の収入を引いた額の範囲内において、知事の定める額とし、20万円を限度とする。

活動機会創出部門については、当該事業の総額から当助成金以外の収入を引いた額で、対象経費の範囲内において、知事の定める額とし、10万円を限度とする。

3 要領第3(3)に定める事業の助成金の額は、当該事業に要する対象経費の3分の2以内において、知事の定める額とし、20万円を限度とする。

4 要領第3(4)に定める事業の助成金の額は、当該事業に要する対象経費の3分の2以内において、知事の定める額とし、30万円を限度とする。

5 助成対象経費は、要領第3(1)から(4)に定める事業ごとに、それぞれ要領別紙1-2から別紙1-5の備考の欄に定めるとおりとする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は毎会計年度定めるものとし、その提出部数は1部とする。

(申請書の添付書類)

第5条 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

2 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項に係る書類は、文化団体等の定款又は規約、文化団体等の名簿等とする。

(交付決定通知書等の様式)

第6条 規則第7条及び要領第7の2に定める交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

2 要領第7の2に定める不交付決定通知書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(状況報告)

第7条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(事業計画変更承認申請書の様式等)

第8条 補助事業者は、規則第6条第1項第1号及び第3号に定める知事の承認を受けようとする場合、様式第4号の変更（中止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容が適正であると認めるとき

は、様式第4号-2の様式によりその旨を当該団体へ通知する。

(実績報告書の様式等)

第9条 規則第13条に定める報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 前項の報告書は、事業完了後（事業の廃止の承認を受けたときを含む。）30日以内に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第10条 規則第14条の額の確定通知書は、様式第6号のとおりとする。

(支払方法)

第11条 助成対象事業の円滑な実施を図るために必要があると知事が認めた場合は、助成金の概算払をすることができるものとする。

(請求書の提出)

第12条 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、第10条の通知書を受領後、速やかに様式第7号の請求書を知事に提出するものとする。ただし、前条に該当するときは、第6条の通知書を受領した後に請求書を提出できるものとする。

(財産処分制限の緩和期間)

第13条 規則第19条第1項ただし書に定める知事の定める期間は、事業完了後5年とする。

(処分制限財産の指定)

第14条 規則第19条第1項第2号の知事の定めるものは、器具、備品類とする。

(書類の整備等)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備、保管しておかななければならない。

2 第1項の帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から、5年間保管しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第16条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第17条 この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和60年9月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(様式第1号)(1) (第4条関係 活動成果発表等助成事業)

令和 年度埼玉県文化振興基金助成金交付申請書

令和 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

〒

所在地

名 称

代表者 職・氏名

下記により、令和 年度埼玉県文化振興基金助成金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 事 業 名

2 事業費総額 円

3 助成金交付申請額 円

4 事業計画書(附表1)

5 収支予算書(附表2)

(附表1) (活動成果発表等助成事業)

埼玉県文化振興基金助成事業計画書

1 申請事業の概要

事業名			
実施期日等			
部門名	<input type="checkbox"/> 活動成果発表部門	<input type="checkbox"/> 刊行物発行部門	
事業の目的			
事業内容 (300字程度)			
期待される効果			
参加者数等	(参加・出演・出品者数等)	人	(来場者・鑑賞者数等) 人
会場(客席数)	(会場名) (住所)	(客席数)	席
入場料			
事業の対象範囲 (地域、対象者)		当該事業の 過去の実施回数	回

2 申請団体の概要

申請団体	ふりがな 名称			
	所在地	〒		
代表者	役職名			
	ふりがな 氏名			
	住所	〒		
	電話			
連絡担当者 (書類送付先)	ふりがな 氏名			
	住所	〒		
	電話			
	e-mail			
設立年月	年	月	会員数	人
活動概況				
活動実績				
過去の助成事業	回 (助成を受けた年度・事業名)			
添付資料	①規約・会則等 ②会員名簿等 ③申請事業の詳細が判明できる資料 (チラシの案など) ④過去の活動状況を明らかにした印刷物等 (過去の事業のプログラム等) ⑤暴力団排除に関する誓約事項			

3 事業詳細及び当日の進行

事業詳細及び 当日の進行	<input type="checkbox"/> 以下のとおりです	<input type="checkbox"/> 別添資料のとおりです

(附表2) (活動成果発表等助成事業)

収 支 予 算 書

1 収入の部

区 分	予算額(円)	積 算 内 訳
A 自己資金		
B その他収入		
入場料・参加費収入		
他の助成金・補助金		
寄附金・協賛金		
その他		
C 県助成金要望額 (※)		
D 収入合計※		

(※) C県助成金要望額の上限は、(E助成対象経費合計-Bその他収入)×1/2の範囲内です。(限度額20万円、1万円未満切捨て)

2 支出の部

区 分	予算額(円)	積 算 内 訳
E 助成対象経費		
助成対象外経費		
F 支出合計※		

※ D収入合計とF支出合計は同額になるようにしてください。

(様式第1号)(2-1)(第4条関係 無形民俗文化財保存継承事業 備品購入・修繕部門)

令和 年度埼玉県文化振興基金助成金交付申請書

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

〒

所在地

名 称

代表者 職・氏名

下記により、令和 年度埼玉県文化振興基金助成金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 事 業 名

2 事 業 費 総 額 円

3 助成金交付申請額 円

4 事 業 計 画 書 (附表1)

5 収 支 予 算 書 (附表2)

(附表1) (無形民俗文化財保存継承事業 備品購入・修繕部門)

埼玉県文化振興基金助成事業計画書

1 申請事業の概要

事業名			
実施期日等	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
無形民俗文化財の指定	<input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 県 <input type="checkbox"/> 市町村 (市・町・村)	指定年月	年 月
事業の目的			
事業内容			
期待される効果			

2 申請団体の概要

申請団体	ふりがな 名称			
	所在地	〒		
代表者	役職名			
	ふりがな 氏名			
	住所	〒		
	電話			
連絡担当者 (書類送付先)	ふりがな 氏名			
	住所	〒		
	電話			
	e-mail			
設立年月	年	月	会員数	人
活動概況				
活動実績				
過去の助成事業	回(助成を受けた年度・事業名)			
添付資料	①規約・会則等 ②会員名簿等 ③申請事業の詳細が判明できる資料(修繕・購入を行う備品の現状写真等) ④過去の活動状況を明らかにした印刷物等(行事・祭り等で申請備品を使用している写真等) ⑤業者からの見積書 ⑥暴力団排除に関する誓約事項			

(附表2) (無形民俗文化財保存継承事業 備品購入・修繕部門)

収支予算書

1 収入の部

区分	予算額(円)	積算内訳
A 自己資金		
B その他収入		
他の助成金・補助金		
その他		
C 県助成金要望額 (※)		
D 収入合計※		

(※) C 県助成金要望額は、E 助成対象経費合計－B その他収入の範囲内です。
(限度額 20 万円、1 万円未満切捨て)

2 支出の部

区分	予算額(円)	積算内訳
E 助成対象経費		
助成対象外経費		
F 支出合計※		

※ D 収入合計と F 支出合計は同額になるようにしてください。

(様式第1号)(2-2)(第4条関係 無形民俗文化財保存継承事業 活動機会創出部門)

令和 年度埼玉県文化振興基金助成金交付申請書

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

〒

所在地

名 称

代表者 職・氏名

下記により、令和 年度埼玉県文化振興基金助成金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 事 業 名

2 事業費総額 円

3 助成金交付申請額 円

4 事業計画書(附表1)

5 収支予算書(附表2)

(附表1) (無形民俗文化財保存継承事業 活動機会創出部門)

埼玉県文化振興基金助成事業計画書

1 申請事業の概要

事業名			
実施期日等			
事業の目的			
事業内容			
当事業に出演する 無形民俗文化財の 保存団体	団体名		
	代表者 職・氏名		
	文化財の指定	<input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 県 <input type="checkbox"/> 市町村 (<input type="checkbox"/> 市・町・村)	
	出演者数		
来場者数等			
事業実施場所			
入場料			
事業の対象範囲 (地域、対象者)		当該事業の 過去の実施回数	回

2 申請団体の概要

申請団体	ふりがな 名称	
	所在地	〒
代表者	役職名	
	ふりがな 氏名	
	住所	〒
	電話	
連絡担当者 (書類送付先)	ふりがな 氏名	
	住所	〒
	電話	
	e-mail	
過去の助成事業	回(助成を受けた年度・事業名)	
添付資料	①規約・会則等 ②会員名簿等 ③申請事業の詳細が判明できる資料(イベントの企画書等) ④過去の活動状況を明らかにした印刷物等(プログラム、チラシ、写真等) ⑤暴力団排除に関する誓約事項	

(附表2) (無形民俗文化財保存継承事業 活動機会創出部門)

収 支 予 算 書

1 収入の部

区 分	予算額(円)	積 算 内 訳
A 自己資金		
B その他収入		
入場料・参加費収入		
他の助成金・補助金		
寄附金・協賛金		
その他		
C 県助成金要望額 (※)		
D 収入合計※		

(※) C 県助成金要望額は、F 支出合計－B その他収入でE 助成対象経費の範囲内です。(限度額10万円、1万円未満切捨て)

2 支出の部

区 分	予算額(円)	積 算 内 訳
E 助成対象経費		
助成対象外経費		
F 支出合計※		

※ D収入合計とF支出合計は同額になるようにしてください。

(様式第1号)(3) (第4条関係 次世代文化芸術活動助成事業)

令和 年度埼玉県文化振興基金助成金交付申請書

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

〒

所在地

名 称

代表者 職・氏名

下記により、令和 年度埼玉県文化振興基金助成金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 事 業 名

2 事 業 費 総 額 円

3 助成金交付申請額 円

4 事 業 計 画 書 (附表1)

5 収 支 予 算 書 (附表2)

2 申請団体の概要

申請団体	ふりがな 名称			
	所在地	〒		
代表者	役職名			
	ふりがな 氏名			
	住所	〒		
	電話			
連絡担当者 (書類送付先)	ふりがな 氏名			
	住所	〒		
	電話			
	e-mail			
設立年月	年	月	会員数	人
活動概況				
活動実績				
過去の助成事業	回 (助成を受けた年度・事業名)			
添付資料	①規約・会則等 ②会員名簿等 ③申請事業の詳細が判明できる資料 (チラシの案など) ④過去の活動状況を明らかにした印刷物等 (過去の事業のプログラム等) ⑤暴力団排除に関する誓約事項			

3 事業詳細及び当日の進行

	<input type="checkbox"/> 以下のとおりです	<input type="checkbox"/> 別添資料のとおりです
	事業詳細及び 当日の進行	

(附表2) (次世代文化芸術活動助成事業)

収 支 予 算 書

1 収入の部

区 分	予算額(円)	積 算 内 訳
A 自己資金		
B その他収入		
入場料・参加費収入		
他の助成金・補助金		
寄附金・協賛金		
その他		
C 県助成金要望額(※)		
D 収入合計※		

(※) C 県助成金要望額は、E 助成対象経費合計×2/3の範囲内です。
(限度額20万円、1万円未満切捨て)

2 支出の部

区 分	予算額(円)	積 算 内 訳
E 助成対象経費		
助成対象外経費		
F 支出合計 ※		

※ D収入合計とF支出合計は同額になるようにしてください。

(様式第1号)(4) (第4条関係 創造的文化芸術活動助成事業)

令和 年度埼玉県文化振興基金助成金交付申請書

令和 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

〒

所在地

名 称

代表者 職・氏名

下記により、令和 年度埼玉県文化振興基金助成金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 事 業 名

2 事 業 費 総 額 円

3 助成金交付申請額 円

4 事 業 計 画 書 (附表1)

5 収 支 予 算 書 (附表2)

(附表1) (創造的文化芸術活動助成事業)

埼玉県文化振興基金助成事業計画書

1 申請事業の概要

事業名			
実施期日等			
事業の目的	【社会や地域に対して課題として捉えていること】 【今回の事業実施は、上記の課題にどう関わるか】 【上記の課題の分野】 ※○をつけてください。複数でも可。 観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業・環境・医療・その他()		
事業内容 (300字程度)			
期待される効果			
参加者数等	(参加者数等) 人	(来場者・鑑賞者数等) 人	
会場(客席数)	(会場名) (住所)	(客席数)	席
参加・入場料			
事業の対象範囲 (地域、対象者)		当該事業の 過去の実施回数	回

2 申請団体の概要

申請団体	ふりがな 名称			
	所在地	〒		
代表者	役職名			
	ふりがな 氏名			
	住所	〒		
	電話			
連絡担当者 (書類送付先)	ふりがな 氏名			
	住所	〒		
	電話			
	e-mail			
設立年月	年	月	会員数	人
活動概況				
活動実績				
過去の助成事業	回(助成を受けた年度・事業名)			
添付資料	①規約・会則等 ②会員名簿等 ③申請事業の詳細が判明できる資料(チラシの案など) ④過去の活動状況を明らかにした印刷物等(過去の事業のプログラム等) ⑤暴力団排除に関する誓約事項			

3 事業詳細及び当日の進行

	<input type="checkbox"/> 以下のとおりです	<input type="checkbox"/> 別添資料のとおりです

事業詳細及び
当日の進行

(様式第2号)

令和 年度埼玉県文化振興基金助成金交付決定通知書

文 振 第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付けで申請のあった下記の事業については、埼玉県文化振興基金助成金を交付することを決定しましたので通知いたします。

記

- 1 助成事業名
- 2 交付決定額 金 円
- 3 支払方法
- 4 助成の条件
 - (1) 助成事業の次の事項について、内容の変更をする場合においては、事前に知事の承認を受けること。
 - ア 大幅な内容変更がある場合
 - イ 助成事業に要する経費の総額20%以上の変更がある場合
 - ウ 助成事業に要する経費配分を大幅に変更する場合
 - (2) 助成事業を中止し、又は廃止する場合においては、事前に知事の承認を受けること。
 - (3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。
 - (4) 助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておくこと。
 - (5) 知事が、埼玉県職員をして、この助成事業に関する会計帳簿、証拠書類等を調査させる場合は、これに応じること。
 - (6) 次のいずれかに該当する場合は、助成金の全部又は一部の返還を命ずることがある。
 - ア この助成金を助成の目的に反して使用したとき。
 - イ 助成事業に関して虚偽の申請又は報告をしたとき。

(様式第3号)

令和 年度埼玉県文化振興基金助成金不交付決定通知書

文 振 第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付けで申請のあった下記の事業については、埼玉県文化振興基金助成金を交付しないことを決定しましたので通知いたします。

記

1 助成事業名

(様式第4-1号)

令和 年度埼玉県文化振興基金助成金事業変更承認申請書

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

〒

所在地

名 称

代表者 職・氏名

令和 年 月 日付け文振第 号で助成金の交付決定を受けた事業について、下記のとおり変更したいので、承認して下さるよう申請します。

記

1 事 業 名

2 助成金交付決定額 金 円

3 変更後の助成金交付申請額 金 円

4 変更する内容

5 変更する理由

6 収支予算書(附表2)

(助成事業に要する経費の総額20%以上の変更がある場合は収支予算書を添付すること。)

(附表2) (活動成果発表等助成事業)

助成事業の収支予算書

1 収入の部

区 分	変更前 予算額(円) (1)	変更後 予算額(円) (2)	増減額(円) (2) - (1)	積 算 内 訳
A 自己資金				
B その他収入				
入場料・参加費収入				
他の助成金・補助金				
寄附金・協賛金				
その他				
C 県助成金(※)				
D 収入合計※				

(※) C県助成金は、(E助成対象経費 - Bその他収入) × 1/2 の範囲内です。(限度額20万円、1万円未満切捨て)

2 支出の部

区 分	変更前 予算額(円) (1)	変更後 予算額(円) (2)	増減額(円) (2) - (1)	積 算 内 訳
E 助成対象経費				
助成対象外経費				
F 支出合計※				

※ D収入合計とF支出合計は同額になるようにしてください。

(附表2) (無形民俗文化財保存継承事業 備品購入・修繕部門)

助成事業の収支予算書

1 収入の部

区 分	変更前 予算額(円) (1)	変更後 予算額(円) (2)	増減額(円) (2)-(1)	積 算 内 訳
A 自己資金				
B その他収入				
他の助成金・補助金				
その他				
C 県助成金(※)				
D 収入合計※				

(※) C県助成金は、E助成対象経費合計-Bその他収入の範囲内です。(限度額20万円、1万円未満切捨て)

2 支出の部

区 分	変更前 予算額(円) (1)	変更後 予算額(円) (2)	増減額(円) (2)-(1)	積 算 内 訳
E 助成対象経費				
助成対象外経費				
F 支出合計※				

※ D収入合計とF支出合計は同額になるようにしてください。

助成事業の収支予算書

1 収入の部

区 分	変更前 予算額(円) (1)	変更後 予算額(円) (2)	増減額(円) (2)-(1)	積 算 内 訳
A 自己資金				
B その他収入				
入場料・参加費収入				
他の助成金・補助金				
寄附金・協賛金				
その他				
C 県助成金(※)				
D 収入合計※				

(※) C県助成金は、F支出合計-Bその他収入でE助成対象経費の範囲内です。
(限度額10万円、1万円未満切捨て)

2 支出の部

区 分	変更前 予算額(円) (1)	変更後 予算額(円) (2)	増減額(円) (2)-(1)	積 算 内 訳
E 助成対象経費				
助成対象外経費				
F 支出合計※				

※ D収入合計とF支出合計は同額になるようにしてください。

(附表2) (次世代文化芸術活動助成事業)

助成事業の収支予算書

1 収入の部

区 分	変更前 予算額(円) (1)	変更後 予算額(円) (2)	増減額(円) (2) - (1)	積 算 内 訳
A 自己資金				
B その他収入				
入場料・参加費収入				
他の助成金・補助金				
寄附金・協賛金				
その他				
C 県助成金(※)				
D 収入合計※				

(※) C県助成金は、E助成対象経費合計×2/3の範囲内です。(限度額20万円、1万円未満切捨て)

2 支出の部

区 分	変更前 予算額(円) (1)	変更後 予算額(円) (2)	増減額(円) (2) - (1)	積 算 内 訳
E 助成対象経費				
助成対象外経費				
F 支出合計※				

※ D収入合計とF支出合計は同額になるようにしてください。

(附表2) (創造的文化芸術活動助成事業)

助成事業の収支予算書

1 収入の部

区 分	変更前 予算額(円) (1)	変更後 予算額(円) (2)	増減額(円) (2) - (1)	積 算 内 訳
A 自己資金				
B その他収入				
入場料・参加費収入				
他の助成金・補助金				
寄附金・協賛金				
その他				
C 県助成金(※)				
D 収入合計※				

(※) C 県助成金は、E 助成対象経費合計×2/3の範囲内です。(限度額30万円、1万円未満切捨て)

2 支出の部

区 分	変更前 予算額(円) (1)	変更後 予算額(円) (2)	増減額(円) (2) - (1)	積 算 内 訳
E 助成対象経費				
助成対象外経費				
F 支出合計※				

※ D収入合計とF支出合計は同額になるようにしてください。

(様式第4-2号)

令和 年度埼玉県文化振興基金助成金事業中止承認申請書

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

〒

所在地

名 称

代表者 職・氏名

令和 年 月 日付け文振第 号で助成金の交付決定を受けた事業について、下記のとおり中止したいので、承認して下さるよう申請します。

記

1 事 業 名

2 助成金交付決定額 金 円

3 事業中止の理由

(様式第4号-2)

文 振 第 号
令 和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年度埼玉県文化振興基金助成事業変更（中止）承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度埼玉県文化振興基金助成事業の変更（中止）については、承認します。

1 事業名

2 交付決定額 金 円

3 主な変更内容

(様式第5号)

令和 年度埼玉県文化振興基金助成金事業実績報告書

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

〒

所在地

名 称

代表者 職・氏名

連絡担当者氏名

電話

令和 年 月 日付け文振第 号で助成金の交付決定の通知を受けた事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- 1 助成事業名
- 2 助成事業を開始した期日及びその完了期日
自令和 年 月 日 至令和 年 月 日
- 3 事業の実施内容及びその成果（附表1）
- 4 事業の収支決算書（附表2）

(様式第5号) (附表1)

助成事業の実施内容及び成果

1 事業名

2 事業費総額 円

3 助成金交付精算額 円

4 助成金交付決定額 円

5 実施内容及びその成果

(附表2) (無形民俗文化財保存継承事業 備品購入・修繕部門)

助成事業の収支決算書

1 収入の部

区 分	予算額(円) (1)	決算額(円) (2)	増減額(円) (2) - (1)	摘 要
A 自己資金				
B その他収入				
他の助成金・補助金				
その他				
C 県助成金(※)				
D 収入合計※				

(※) C県助成金は、E助成対象経費合計-Bその他収入の範囲内です。(限度額20万円、1万円未満切捨て)

2 支出の部

区 分	予算額(円) (1)	決算額(円) (2)	増減額(円) (2) - (1)	摘 要
E 助成対象経費				
助成対象外経費				
F 支出合計※				

※ D収入合計とF支出合計は同額になるようにしてください。

助成事業の収支決算書

1 収入の部

区 分	予算額(円) (1)	決算額(円) (2)	増減額(円) (2)-(1)	摘 要
A 自己資金				
B その他収入				
入場料・参加費収入				
他の助成金・補助金				
寄附金・協賛金				
その他				
C 県助成金(※)				
D 収入合計※				

(※) C県助成金は、F支出合計-Bその他収入でE助成対象経費の範囲内です。
(限度額10万円、1万円未満切捨て)

2 支出の部

区 分	予算額(円) (1)	決算額(円) (2)	増減額(円) (2)-(1)	摘 要
E 助成対象経費				
助成対象外経費				
F 支出合計※				

※ D収入合計とF支出合計は同額になるようにしてください。

(附表2) (次世代文化芸術活動助成事業)

助成事業の収支決算書

1 収入の部

区 分	予算額(円) (1)	決算額(円) (2)	増減額(円) (2) - (1)	摘 要
A 自己資金				
B その他収入				
入場料・参加費収入				
他の助成金・補助金				
寄附金・協賛金				
その他				
C 県助成金(※)				
D 収入合計※				

(※) C県助成金は、E助成対象経費合計×2/3の範囲内です。(限度額20万円、1万円未満切捨て)

2 支出の部

区 分	予算額(円) (1)	決算額(円) (2)	増減額(円) (2) - (1)	摘 要
E 助成対象経費				
助成対象外経費				
F 支出合計※				

※ D収入合計とF支出合計は同額になるようにしてください。

(附表2) (創造的文化芸術活動助成事業)

助成事業の収支決算書

1 収入の部

区 分	予算額(円) (1)	決算額(円) (2)	増減額(円) (2) - (1)	摘 要
A 自己資金				
B その他収入				
入場料・参加費収入				
他の助成金・補助金				
寄附金・協賛金				
その他				
C 県助成金(※)				
D 収入合計※				

(※) C 県助成金は、E 助成対象経費合計×2/3の範囲内です。(限度額30万円、1万円未満切捨て)

2 支出の部

区 分	予算額(円) (1)	決算額(円) (2)	増減額(円) (2) - (1)	摘 要
E 助成対象経費				
助成対象外経費				
F 支出合計※				

※ D収入合計とF支出合計は同額になるようにしてください。

(様式第6号)

令和 年度埼玉県文化振興基金助成金の額の確定通知書

文 振 第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付けで実績報告があった令和 年度埼玉県文化振興基金助成金については、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定に基づき、下記のとおり額を確定します。

記

1 助成事業名

2 確 定 額 金 円

(様式第7号) (1)

令和 年度埼玉県文化振興基金助成金交付請求書

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

〒

住 所

名 称

代表者 職・氏名

埼玉県文化振興基金助成金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 助成事業名
- 2 助成金請求額 金 円
- 3 助成金振替口座

振込先	金融機関名		支店名	
	預金種別	普通・当座	口座番号	
名義(カナ)				
名義(漢字)				

(様式第7号) (2)

令和 年度埼玉県文化振興基金助成金交付請求書

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

〒

住 所

名 称

代表者 職・氏名

埼玉県文化振興基金助成金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

また、下記4の者に助成金の受領を委任します。

記

- 1 助成事業名
- 2 助成金請求額 金 円
- 3 助成金振替口座

振込先	金融機関名		支店名	
	預金種別	普通・当座	口座番号	
名義(カナ)				
名義(漢字)				

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

年 月 日

埼玉県知事 宛

所在地： _____

事業者名： _____

代表者職・氏名： _____